

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額 保 健 体 育 課 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第25号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を次のように定めます。

令和6年10月1日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和5年三重県教育委員会告示第25号）の全部を改正する。

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高 等 学 校 名	体 育 施 設 名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名高等学校	体育館	150
	武道場	50
桑名西高等学校	体育館	150
	武道場	50
桑名北高等学校	体育館	200
	テニスコート	550
	武道場	50
桑名工業高等学校	弓道場	50
	運動場	150
	体育館	250
	武道場	100
いなべ総合学園高等学校	体育館	200
	トレーニング室	50
	武道場	100
	レスリング場	50
川越高等学校	運動場	1,050
四日市高等学校	体育館	150
	武道場	50
四日市南高等学校	体育館	200
	武道場	50
四日市西高等学校	体育館	450
	テニスコート	700
	運動場	350
朝明高等学校	体育館	200
	武道場	50
	運動場	1,250
四日市四郷高等学校	運動場	600

	テニスコート	700
	武道場	50
	レスリング場	50
四日市工業高等学校	運動場	1,350
	テニスコート	650
四日市中央工業高等学校	ウエイトリフティング場	50
	運動場	1,100
	トレーニング場	100
	武道場	50
四日市商業高等学校	体育館	150
	テニスコート	350
北星高等学校	運動場	650
	体育館	250
菰野高等学校	弓道場	50
	運動場	650
	トレーニング場	50
神戸高等学校	運動場	900
	柔道場	50
	剣道場	50
白子高等学校	運動場	100
石薬師高等学校	ウエイトリフティング場	50
	体育館	150
稲生高等学校	運動場	100
	第1体育館	200
	第2体育館	250
	武道場	100
	なぎなた道場	50
	運動場（野球）	700
亀山高等学校	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
津高等学校	テニスコート	300
	武道場	50
	体育館	150
津西高等学校	第2運動場	1,050
	体育館	150
	武道場	50
津東高等学校	体育館	200
津工業高等学校	卓球場	50
津商業高等学校	体育館	150
	武道場	50
	運動場（ソフトボール）	100
みえ夢学園高等学校	体育館	150
久居高等学校	体育館	150
	体操場	300
	テニスコート	700
	武道場	50
	レスリング場	50
	運動場（西側）	50
久居農林高等学校	第一運動場	150
	第二運動場	900
	体育館	200
	武道場	100

	ボクシング道場	50
白山高等学校	運動場	150
	体育館	200
	武道場	100
	運動場	550
松阪工業高等学校	運動場	550
	体育館	200
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	150
飯南高等学校	体育館	150
	武道場	50
相可高等学校	体育館	200
	テニスコート	200
	武道場	50
昂学園高等学校	体育館	150
	武道場	100
宇治山田高等学校	体育館	250
伊勢工業高等学校	運動場	400
	体育館	200
	武道場1F	50
	武道場2F	50
宇治山田商業高等学校	運動場	150
伊勢まなび高等学校	運動場	600
	体育館	200
明野高等学校	トレーニング場	100
	ボクシング場	50
	武道場	50
南伊勢高等学校南勢校舎	体育館	150
	武道場	50
南伊勢高等学校度会校舎	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	550
	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	250
	体育館	150
水産高等学校	ボクシング場	50
	体育館	150
	武道場	50
上野高等学校	第2運動場	250
	体育館	200
	テニスコート	50
	武道場	50
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	1,050
	体育館	200
	トレーニング場	100
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	200

名張青峰高等学校	体育館	200
	テニスコート	500
	武道場	50
名張高等学校	運動場	650
	体育館	400
	テニスコート	900
	武道場	50
尾鷲高等学校	弓道場	100
	運動場	600
	体育館	200
	テニスコート	300
	武道場	50
尾鷲高等学校（光が丘校舎）	運動場	700
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	400
	体育館	200
	テニスコート	50
	武道場	100
紀南高等学校	体育館	100
	卓球場	50
	武道場	50
盲学校	体育館	100
聾学校	体育館	150
かがやき特別支援学校	体育館	100
稲葉特別支援学校	体育館	100
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	100
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	100
特別支援学校西日野にじ学園	体育館	100
特別支援学校北勢きらら学園	体育館	100
くわな特別支援学校	体育館	100
度会特別支援学校	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園	体育館	50
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	200

備考

- 1 使用料の額の算出は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じたものになります。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）第3条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

教 育 公 報

三 重 県 教 育 委 員 会

目 次

告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 ……	保 健 体 育 課	1頁
公 告 ○ 令和7年度三重県職員（航海士）採用選考試験の実施……………	教 職 員 課	1頁

告 示

三重県教育委員会告示第29号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6月11月18日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宇治山田商業高 等学校	運動場	50	宇治山田商業高 等学校	運動場	150
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

令和7年度三重県職員（航海士：主に甲板員として甲板部の部員業務を行う）採用選考試験を次のとおり実施します。

令和6年11月18日

三 重 県 教 育 委 員 会

改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市商業高等 学校	体育館	200	四日市商業高等 学校	体育館	150
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1	(略)		1	(略)	
2	(略)		2	(略)	

附 則
この告示は、公表の日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。
令和6年12月24日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
紀北町立矢口小学校	令和7年3月31日	紀北町立相賀小学校と統合するため

お 知 ら せ

令和6年12月24日付け三重県公報第578号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年三重県条例第五十一号）等の施行に伴い、県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第三号

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則
（公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

三重県教育委員会告示第8号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7月3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
松阪高等学校	運動場	500	松阪高等学校	運動場	550
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定義)		(定義)	
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。		(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。	
ア (略)		ア (略)	
イ 三重県立高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高等学校、 <u>三重県立特別支援学校条例（昭和39年三重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特別支援学校及び三重県立中学校条例（令和6年三重県条例第4号）第1条に規定する三重県立中学校</u>		イ 三重県立高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）第1条に規定する三重県立高等学校 <u>及び三重県立特別支援学校条例（昭和39年三重県条例第47号）第1条に規定する三重県立特別支援学校</u>	
(4)・(5) (略)		(4)・(5) (略)	

附 則